



握手を交わすシュワロフ大統領補佐官(左)と舟橋市長(右)

## ロシア大統領補佐官が川越市を訪問しました！

国際交流課・TEL224-5506

1月9日、民間外交推進協会の案内により、ロシアのイーゴリ・シュワロフ大統領補佐官が、川越市を訪問し、市内の幼稚園や高校を視察しました。幼稚園では預かり保育の状況や教室の見学、高校では図書館や部活動などを見学し、職員からの説明に熱心に耳を傾けていました。その後、舟橋功一川越市長を表敬訪問し、「ロシアでは、日本の経済成長率の高さは有名ですが、一般家庭の暮らしぶりや教育事情についてはよく知られていません。今回、教育施設を見学させていただいて、その規模の大きさに感激しました。川越に来てほんとうによかったと思います」と話しました。舟橋市長は、「川越は、国際性のある観光都市を目指しています。ロシアの皆さんをお迎えてきて、たいへんうれしく思います。これからも国際親善の一翼を担えるまちづくりにいっそう努力していきたいと思います」と話し、互いのさらなる交流を願い、固い握手を交わしました。

### 給食用物資の納入業者登録申請を受け付けます

平成二十年度市立保育園、みよしの授産学園、あけぼの・ひかり児童園の給食用物資納入業者登録申請を受け付けます

けます。

希望者は、各施設に用意してある給食用物資要綱などを確認して申込用紙に記入し、物資の納入を希望する施設に直接、提出してください。

納入業者は、申し込み内容を調査して決定します。なお、

## 児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ

4月から、児童扶養手当の受給から5年を経過するなどの要件に該当する場合、同手当が減額されることになっていました。しかし、次のいずれかの事由に該当する場合は、必要な書類を期日までに提出すれば、以前と同様に児童扶養手当を減額されずに受給できることになりました(所得状況や家族の状況などに変化があった場合を除く)。

- ①就業している
  - ②求職活動など、自立を図るための活動をしている
  - ③身体上または精神上的の障害がある
  - ④負傷または疾病などにより就業することが困難である
  - ⑤受給者が監護する児童または親族が、障害・負傷・疾病・要介護状態などにあり、受給者が介護する必要があるため、就業することが困難である
- 児童扶養手当の受給から5年を経過するなどの要件に該当する方には、市から通知しますので、期日までに必要書類を提出してください。

詳しくはお尋ねください。

問い合わせ…子育て支援課  
TEL224-5821

### みよしの授産学園(宮下町一丁目一九一三三)

TEL225-2519

### あけぼの・ひかり児童園(宮下町一丁目一九一三三)

TEL224-7766

### 平成二十年度川越市食品衛生監視指導計画(案)に対する意見を募集します

市では食品の安全・安心を確保するため、食品衛生法に基づき「平成二十年度川越市食品衛生監視指導計画(案)」を策定しました。この計画案について、市の内外を問わず多くの皆さんを対象に意見を募集します。提出された意見

を参考に、同監視指導計画を策定します。類似の意見の回答は行いません。

閲覧および募集の期間：1月25日(金)～2月25日(月)

閲覧場所：保健所・出張所・連絡所・公民館・図書館

意見の提出方法：住所・氏名・電話番号を明記し、〒350-1104小ヶ谷八一七-1・川越市保健所食品・環境衛生課に持参(郵送・ファクス可)

\*市ホームページでも閲覧および意見提出ができます。

問い合わせ：食品・環境衛生課

TEL227-5103  
FAX224-2261

契約期間：前期(4月～9月)と後期(10月～来年3月)、それぞれ一業種につき業者と契約

問い合わせ  
保育課(市立保育園に関するもの・本庁舎二階)

TEL224-5827

## 給与支払報告書の連 続用紙申し込み

平成二十一年一月に提出していた「平成二十一年度給与支払報告書」をコンピュータで作成する市内の事業所には、その用紙を無料で差上げます。

昨年度申し込んだ事業所には、指定の申込書を送付します。新たに希望する事業所は、二月十五日(金)までに、電話で市民税課へ申し込んでください。

問い合わせ：市民税課個人住民税担当

TEL 224-5640

## 国民健康保険加入者は 必ず所得の申告を！

国民健康保険税(国保税)の税額は、国保加入者の前年中の所得を基に計算される所得割と、加入者数によって計算される均等割との合計額です。このうち均等割は、所得が一定基準以下の世帯について六割または四割を軽減する

制度があります。しかし、国保加入者の中に所得を申告していない方がいると、世帯の所得が一定基準以下であるかどうかを判定できないため、同制度を適用できません(毎年四月一日現在の国保加入者と世帯主の前年中の所得で判定)。

このため、前年中に所得がない方や税法上の被扶養者も、市・県民税の申告が必要になります。

また、市・県民税の申告をしないと、高額療養費の自己負担限度額や入院したときの食事代の負担額が多くなる場合もあります。

次の方も所得に応じて自己負担割合などが決まるため、必ず市・県民税の申告をしてください。

①ひとり親家庭等医療費受給者  
②高齢受給者  
③老人保健受給者(65歳以上の老人保健受給者を含む)

問い合わせ：国民健康保険課  
TEL 224-5836

## 川越市ファミリー・サポート・センター提供会員を募集

地域中心の育児に関する相互援助活動を支援している川越市ファミリー・サポート・センターでは、育児の援助をしたい方(提供会員)と援助を受けたい方(依頼会員)を会員として登録し、子どもの保育園などの送迎や預かりなどの支援を行っています。

同センターでは、子育てのお手伝いをする提供会員を募集します。希望する方は、下記の講習会にご参加ください。

会場：総合福祉センター・オアシス

定員：先着三十人

申し込み：2月1日(金)～15日(金)(日曜日・祝日を除く)の午前9時～午後5時に、電話で同センター(市社会福祉協議

会内)・TEL 225-3828

問い合わせ：保育課・TEL 224-5827

日時	テーマ
2月18日(月) 午前10時～10時10分 午後1時～3時	開講式・オリエンテーション 援助活動への期待・援助活動の実際 保育の心
2月21日(木) 午前10時～正午 午後1時～3時	乳幼児の生活と育児のフンポイント 子どもの食事とおやつ
2月25日(月) 午前10時～正午 午後1時～2時50分	子どもの事故と安全・応急処置 子どもの病気
2月28日(木) 午後2時30分～3時	いっしょに遊ぼう！楽しく遊ぼう！ 子どもの心と身体の発達

\*講習会会場へは、公共交通機関や自転車をご利用ください。  
\*依頼会員としての入会希望者は、随時受け付けています。

## 北部地域ふれあいセンターの多目的ホールの使用料が変わります

4月1日利用分から、多目的ホールをより利用しやすくするため、利用区分を変更し、多目的ホールの使用料を右表のとおり改定します。

問い合わせ…市民活動支援課  
TEL 224-5705

利用区分	時間区分		
	午前 午前9時～正午	午後 午後1時～5時	夜間 午後5時30分～9時
可動いすを利用する場合	2,900円	3,850円	4,400円
可動いすを利用しない場合	舞台を利用する場合	2,100円	2,800円
	舞台を利用しない場合	1,550円	2,050円
			2,300円